
プロジェクト	IFRS のエンドースメント手続
項目	IFRS 第 9 号「金融商品」(2014 年)の全体的評価、及び、「削除又は修正」の要否を検討すべき事項の抽出

本資料の目的

1. 第 35 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会 (2017 年 6 月 22 日開催) (以下「第 35 回作業部会」という。)では、IFRS 第 9 号「金融商品」(2014 年) (以下「IFRS 第 9 号(2014 年)」という。)に関するエンドースメント手続を実施するうえで、IFRS 第 9 号 (2014 年) の全体的評価、及び、「削除又は修正」の要否を検討すべき事項の抽出を行った。また、第 119 回金融商品専門委員会 (2017 年 8 月 4 日開催) (以下「第 119 回専門委員会」という。)において、本資料に基づき、その過程を概観し、金融商品専門委員会にて検討する事項の確認を行った。
2. 本資料は、第 35 回作業部会及び第 119 回専門委員会における検討を踏まえ、全体的評価、及び、「削除又は修正」の要否を検討すべき事項として抽出した内容に関してご意見を頂くことを目的としている。

IFRS 第 9 号 (2014 年) のエンドースメント手続

3. IFRS 第 9 号 (2014 年) は、次の事項について IFRS 第 9 号 (2013 年) を改正している (審議事項(1)-3 参考 1 及び審議事項(1)-3 参考 2 参照)。

(1) 分類及び測定に関する限定的修正

主に 2 点改正されている。

- ① 単純な負債性金融商品について、「その他の包括利益を通じた公正価値」(以下「FVOCI」という。)の測定区分の導入
- ② 事業モデル特性及び契約上のキャッシュ・フローの特性の要件に関する適用上の課題への対応のための要求事項の明確化

(2) 減損

IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」(以下「IAS 第 39 号」という。)で規定されていた発生損失モデルを改訂し、予想信用損失モデルの会計処理を導入

4. なお、エンドースメント手続を行ううえでは、従前同様、前項の2つの改正点について次の観点から検討を行うことが考えられ、次項以降で評価を行っている。
 - (1) 会計基準に係る基本的な考え方
 - (2) 実務上の困難さ（作成コストが便益に見合わない等）
 - (3) 周辺制度との関連（各種業規制などに関連して適用が困難又は多大なコストを要することがないか）

IFRS 第9号（2014年）の分類及び測定に関する限定的修正の評価

（検討対象となる論点）

5. 分類及び測定に関する限定的修正では、本資料第3項(1)の2項目が論点となる。

（新たな測定区分）

6. 本改正は、負債性金融商品について、利害関係者から提起されていた適用上の疑問や、当時検討が進められていた保険契約プロジェクトとの相互関係に対処する目的で、FVOCIの区分を新たに設けるものである（IFRS 第9号（2014年）第4.1.2A項）。
7. 負債性金融商品の保有における多様な目的に鑑みて、既存の「純利益を通じて公正価値で測定する区分（FVPL）」及び償却原価の区分に加え、売却と回収を目的とする新たなFVOCIの区分を設けることは、当該目的を適切に表示することに繋がるものと考えられ、過去、当委員会は、同内容を提案していた公開草案に対して支持する旨をコメントしていた。
8. また、当該新しい区分についてのOCI累計額は、認識の中止時に純利益にリサイクリングされ、償却原価での測定に区分した場合と純損益の全体として差は生じないことから、当該リサイクリングに関する基本的な考え方からも「削除又は修正」の検討は不要と考える。

（測定区分の判定に関する要求事項の明確化）

企業の事業モデル判定に関する明確化

9. 本改正は、新たな測定区分（負債性金融商品のFVOCI）の契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方が目的の事業モデルについてガイダンスを追加するもの

である他、既存の測定区分の事業モデルの判定の際に考慮するシナリオ等の明確化を行ったものである。

10. 新たな測定区分に関連する改正については、回収と売却の両方を目的とした事業モデルの判定についてのガイダンスを追加するものであり、前述の新たな測定区分についての評価同様、本改正について、本資料第4項に記載の観点から「削除又は修正」の検討は不要と考える。
11. また、その他の改正点についても、取扱いについて基本的な変更はなく、本資料第4項に記載の観点から、「削除又は修正」の検討は不要と考える。

契約上のキャッシュ・フローの特性に関する明確化

12. 本改正は、契約上のキャッシュ・フローの特性に関して、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるかどうかの判定に際し、元本及び利息に含まれる要素について明確化を図ったものである。
13. 本改正については、当委員会より明確化の提案の一部についてコメントを行っていたものの（審議事項(1)-3 参考6 参照）、基本的な融資の取り決めと統合的なものを契約上のキャッシュ・フローの特性の要件を満たすものとする従来の考え方を変更するものではなく、「削除又は修正」の検討は不要と考えられる。

(全体の評価)

14. 上記より、分類及び測定に関する限定的修正に関しては、基本的な取扱いの変更として負債性金融商品のFVOCI区分が新たに設けられているが、当該商品を保有する事業モデルの目的に沿った表示を行い、財務諸表の有用性を増すことに繋がる改正と考えられる。また、その他の点についても、IFRS第9号(2013年)についてエンドースメント手続がすでに行われていることを踏まえれば、本資料第4項に記載の観点から、「削除又は修正」の検討は不要と考えられる。
15. 前項の評価について、第35回作業部会及び第119回専門委員会において特段の異論は聞かれていない。

ディスカッション・ポイント

分類及び測定に関する限定的修正に関する事務局の全体的な評価についてご意見をいただきたい。

IFRS 第9号(2014年)の減損の評価

16. IASBは、IFRS 第9号(2014年)の減損の要求事項の目的を、個別の評価であれ集合的な評価であれ、当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったすべての金融商品について、将来予測的な情報を含めたすべての合理的で裏付け可能な情報を考慮して、全期間の予想信用損失を認識することであるとしている(IFRS 第9号第5.5.4項)。
17. 本改正は、個々の条項が相互に関連する1つのモデルとして新たに導入されたものであることから、各条項について細分化した検討を行うのではなく、当該モデル全体について、目的及び特徴的な基礎となる考え方に着目した評価を行っている。

(1) 会計基準に係る基本的な考え方

(検討対象となる論点)

18. IFRS 第9号(2014年)による改正は、信用損失事象が発生するまで利息収益の認識が過大になるとともに、信用損失の認識が遅れるとの金融危機時に生じた批判に対処することが意図されており、本減損モデルの目的の適切性について評価する必要がある。
19. また、日本基準と比較した場合、次の3つの基礎となる考え方が「予想信用損失モデル」における特徴であると考えられ、会計基準に係る基本的な考え方の観点から当該特徴的な考え方について、本資料第22項以降で評価している。
 - (1) 算定期間の区分：減損について、用いる算定方法そのものを区別するわけではなく、全期間の予想信用損失を測定する金融商品と、12ヵ月の予想信用損失を測定する金融商品に区分する。
 - (2) いわゆる相対的アプローチ(relative approach)：各報告日時点における信用リスク評価でなく、当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったかに基づき金融商品を区分する。
 - (3) 将来予測(forward-looking)的な情報：将来の経済状況の予測も含め、すべての合理的で裏付け可能な情報を考慮して予想信用損失を測定する。

(各論点について)

減損モデルの目的

20. 日本基準では、企業会計原則注解（注 18）において、引当金の計上要件として、将来の特定の費用又は損失であり、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、その金額を合理的に見積もることができるものとする記述があり、貸倒引当金はその一例とされている。また、金融商品に関する会計基準では、「債務者の財政状態及び経営成績の悪化等による債権の実質価額の減少については、別途、「V. 貸倒見積高の算定」において取り扱うこととした」（金融商品会計基準第 68 項）とある。貸倒引当金の考え方について、他の明確な記述はないものの、当該記述からは、適時に適切な金額の引当金を費用として認識することにより債権の評価を適正に行うことが目的とされているのではないかと考えられる。
21. IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルの目的について、明確な記述はないものの、信用損失事象が発生するまで損失の認識が遅れる（「too little, too late」である。）との金融危機時に生じた IAS 第 39 号の発生損失モデルに対する批判に、主に引当金に将来予測的な情報を加味することで対処する意図があった旨の記述が IFRS 第 9 号の結論の根拠にあり、適時に十分な金額の引当金を認識することを目的としていることが考えられ、前項の日本基準の考え方と比較した場合、モデルの目的について大きな差はないものと考えられる。

算定期間の区分

22. IASB は、算定期間を区分することにより、財務諸表利用者が当初認識以降に信用リスクが著しく増大した金融商品とそうでない金融商品とを明確に区別することが可能となることに加え、予想信用損失の適時な認識がなされることとなるとしている（IFRS 第 9 号（2014 年）BC5.135 項）。
23. 同内容を提案していた 2013 年の IASB の公開草案に対し、当委員会は算定期間を区分することを支持する旨のコメントを提出しており、EU におけるエンドースメント手続においても当該考え方は否定されていない。
24. 算定期間を 12 か月と全期間に区分する考え方については、次の評価を踏まえ、特段否定すべき点はないと考えている。
- (1) リスクの高低に応じた区分を設けることは、これまでの会計基準でも見られるアプローチであること
 - (2) リスクが高いものについては、見込まれる損失全額を織り込む目的上、全期間を算定期間とし、リスクが低いものについては、算定する対象期間を 12 か月として、同事業年度に当該金融商品により認識される収益と対応した信用損失引当金を認識することに繋がると考えられ、当該区分を設けることに一定の合理性があること

いわゆる相対的アプローチ

25. 本減損モデルでは、当初の金融商品の価格付けにおいて当初の予想信用損失が黙示的に含まれることも踏まえ、前述の算定期間の区分を、当初認識以降の信用リスクの著しい増大を判定することにより行うことを求めており（IFRS 第9号（2014年）BC5.84項）、このような当初の信用リスクとの比較に基づくアプローチは「相対的アプローチ」と呼ばれている。
26. 相対的アプローチに基づく当該信用リスクの著しい増大による区分は、日本基準における債務者の財政状態及び経営成績等に応じて債権を区分する方法とは異なるアプローチであるものの、次の理由から、考え方そのものについて否定するまでには至らないと考えられる。
- (1) 当初認識時より信用リスクが高い金融商品についても、通常は価格付けに当該信用リスクが反映されていると考えられ、当初認識以降に信用リスクが著しく増大したことに基づき全期間の予想信用損失の認識することが、適時なものとなることを見込まれる。
- (2) 同一債務者でも金融商品の組成時期によって引当水準が異なる可能性があるものの、当該引当水準の決定が当初認識時の価格付けを基礎とすることから生じるものであり、当初認識以降の信用リスクの変動を判定に用いることそのものを否定するまでには至らないと考えられる。
27. なお、当該アプローチについて、実務における信用リスク管理方法と必ずしも合致しないこととなり、実務上の困難さについて懸念が聞かれていた（審議事項(1)-3参考5参照）ため、当該観点からも評価を行う（本資料第37項から第38項）。

将来予測的な情報

28. 本モデルでは、予想信用損失を、「過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏づけ可能な情報」を当該予想信用損失の見積りに反映するものとして、将来予測的な情報を予想信用損失の測定に織り込むことを要求している（IFRS 第9号（2014年）第5.5.17項(c)）。
29. 将来の経済状況の予測を予想信用損失に織り込む方針については、信用損失事象が発生する前に、適時の認識を目指す本減損モデルの目的に沿ったものであると考えられ、過去の実績率等のみからの見積りが当該要求に必ずしも合致したものではないものとなる可能性がある。
30. この点、日本基準では、一般事業会社における一般債権や金融機関における正常先、

要留意先に対して集合的に貸倒引当金を算定するにあたり、過去の貸倒実績率等を基礎とするとされており、基本的には過去の情報に基づくものの、IFRS 第9号(2014年)のように将来予測的な情報を見積りに反映する考えも、一部、取り入れられており、特段否定すべきものではないと考えられる。

- (1) 一般債権について設けられている、外部環境等の変化を考慮し過去の貸倒実績率を補正するその他の方法（金融商品会計に関する実務指針 第111項）や、貸倒懸念債権についての将来キャッシュ・フローの見積に基づく測定（金融商品会計に関する実務指針 第115項）には、一定程度将来予測的な情報を考慮する旨の記述がある。
- (2) 銀行等の貸付金についても、貸倒引当金の測定の際に将来見込等必要な修正を加えることが要求されている¹。

31. なお、本論点については、主に当該情報の取得にかかるコストについて、実務上の困難さの観点からも評価する（本資料第39項から第41項）。

（全体の評価）

32. 上記のとおり、IFRS 第9号(2014年)の減損における基礎となる考え方は、IAS 第39号に対する批判に対処し、適時適切に信用損失を認識しながら、利息収益と信用コストの適切な対応を図るものであり、当該目的について否定すべき点はないと考えられる。
33. また、本改正の特徴的な基礎となる考え方については、日本基準の貸倒見積高の算定において採用されている債権の区分や区分方法と比較した場合に相違があり、評価において論点となり得るが、前述のとおり、相対的アプローチにより対象となる金融商品を区分する考え方そのものには、一定の合理性があるものと考えられる。
34. 以上を踏まえると、改正された減損モデルについての基礎となる考え方については、否定すべき大きな問題はないと考えられ、会計基準に係る基本的な考え方の観点から「削除又は修正」の検討を詳細に行うべき項目はないと考えられるがどうか。

（2）実務上の困難さ

（検討対象となる論点）

¹ JICPA 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」

35. 実務上の困難さの観点からは、主に、次について評価が必要となると考えられる。

(1) 相対的アプローチ

(2) 将来予測的な情報

36. 前項の評価にあたり、対象となる金融商品には様々な特徴のものが含まれ、特徴に応じて評価が異なる可能性があることから、以下の代表的な金融商品についての区分を念頭に評価を行っている。

特徴	営業債権・ 契約資産	貸付金・債券
リスク管理	債務者ごと	ポートフォリオ 及び債務者ごと
契約期間	主に短期	短～長期
金利要素	限定的	○
周辺制度	-	○
想定される企業	主に非金融機関	主に金融機関
	↓	↓
モデル	単純化された アプローチ	一般的な アプローチ

(各論点について)

相対的アプローチ

37. 相対的アプローチに沿って算定期間を区分する際、前述のとおり①「信用リスクの増大が著しいか」を②「当初認識時との比較」で判定することが求められており、相対的アプローチに係る実務上の困難さを評価する上では、①及び②の2つの観点から評価が必要となると考えられる。

38. また、企業が全期間の予想信用損失を当初から認識することを認める単純化されたアプローチを適用する場合、信用リスクの著しい増大の判定が不要とされることから、一般的なアプローチを主に採用することとなる金融機関における信用リスク管理を想定して評価を行う。

① 「信用リスクの増大が著しいか」

当該「著しい」の判定には企業の判断が求められることとなり、実務上の困難さの観点から論点となりうると考えられる。当該判断について、IASBによる期日経過を基にした便法や反証可能な推定（審議事項(1)－3 参考1 参照）の有効性も含め、実務における知見を踏まえた評価を実施することが考えられる。

②「当初認識時との比較」

「当初認識時との比較」について、各時点における信用リスクの程度に応じた信用格付に基づき貸付金の債務者を区分する現行の実務から、債務者ごとでなく債権ごとに、当初認識時からの推移を把握する本モデルを採用するためには、システム変更にかかる一時的コストや維持コストが発生することが見込まれ、当該コストが過大なものとならないかを評価する必要がある。また、市場価格のある債券についての信用リスク管理の実務についても不明な点があると考えられる。

将来予測的な情報

39. 企業の判断により、将来予測的な情報として追加で織り込まれた情報が適切かどうかについては、本改正を適用する上での課題となる可能性があると考えられる。
40. 一方で、IFRS 第9号（2014年）では、予想信用損失には将来予測的な情報を含め、関連するすべての合理的で裏づけ可能な情報を反映すべきとし、当該情報については報告日時点で過大なコストや労力を掛けずに利用可能なものとするガイダンスがある。また、考慮すべき要因については複数の例示がなされており、見積りに反映する情報について、企業の判断の行使が必要な領域となることが考えられ、新たに織り込まれる情報が生じた場合には、一定の一時的コストに加え、当該情報を維持管理する追加コストの発生が見込まれる。
41. 将来予測的な情報を織り込むことについては、前述のとおり、我が国では、過去の実績が基礎とされるなか、一定程度考慮される要素とは考えられるものの、実際の実務における知見を踏まえた評価が必要となる。その際、契約期間の長い金融商品について課題が大きいと考えられる。

（全体の評価）

42. 上記のとおり、IASBでは、本改正の運用上の課題を低減する目的で、具体的な例示や原則に沿ったものとなる場合に適用可能な便法等が設けられており、一定程度のコストへの対応が図られているものと考えられる。
43. 一方で、「相対的アプローチ」や「将来予測的な情報」の適用については、主に現行実務との違いから実務上の困難さの観点で懸念があると考えられ、当該コストの評価にあたり、主に金融機関の実務における知見を踏まえた評価とする必要があると考

えられる。

(3) 周辺制度との関連

(検討対象となる論点)

44. 周辺制度との関連では、本減損モデルを導入した場合の影響について、別記事業（財務諸表規則第2条）である銀行における、銀行法による自己資本比率規制との関連等が挙げられ、特に貸倒引当金の金額に影響を与えることにより当該規制の指標計算に影響が生じる可能性があると考えられる。
45. 本論点については、IFRS のエンドースメントに関する作業部会において今後検討を行う。

減損についての評価のまとめ

46. 第34項及び第43項の事務局の評価について、第35回作業部会及び第119回専門委員会において特段の異論は聞かれていない。また、周辺制度との関連の観点からIFRS のエンドースメントに関する作業部会において今後検討を行うこととしている。

ディスカッション・ポイント

減損に関して、第34項及び第43項の以下の事務局の分析についてご意見をいただきたい。

- (1) 会計基準に係る基本的な考え方の観点から「削除又は修正」の検討を詳細に行うべき項目はないこと
- (2) 実務上の困難さの観点で「相対的アプローチ」及び「将来予測的な情報」について「削除又は修正」の要否を検討すべきであり、主に金融機関の実務における知見を踏まえた評価とする必要があること

以 上